

日野市子ども条例

(定義)

- 第 2 条 この条例において「子ども」とは、市にかかわる 18 歳未満の人をいいます。ただし、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)などに規定する施設、その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設に在籍などしている 18 歳以上 20 歳未満の人も対象とします。
- 2 この条例において「市民」とは、子どもを含む市にかかわるすべての人をいいます。
- 3 この条例において「おとな」とは、市民のうち子どもを除くすべての人をいいます。
- 4 この条例において「子ども施設」とは、学校教育法、児童福祉法などに規定する施設、その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設をいいます。
- 5 この条例において「関係者」とは、事業所、子ども施設、国・都など、子どもにかかわるあらゆる機関と人をいいます。